

## 川崎市上下水道局受水槽給水栓の設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した際（以下「災害時」という。）における応急給水の一環として、受水槽内に貯留された水を受水槽内に貯留された水を災害時に使用するための給水栓（以下「受水槽給水栓」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第2条 受水槽給水栓を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申込みをし、管理者の承諾を得なければならない。

2 前項の申込みは、受水槽給水栓設置申込書（第1号様式）を管理者に提出することにより行う。

(審査)

第3条 管理者は、前条の申込書を受理したときは、受水槽給水栓について、次に掲げる事項の審査を行う。

- (1) 災害時以外の使用を防止するための措置が講じられること。
- (2) 受水槽の壁面、連通管、流出管又は水抜管に設置されること。
- (3) 受水槽の周囲1メートル以内に設置されること。

(承諾)

第4条 管理者は、前条の審査の結果、適当であると認めるときは、受水槽給水栓の設置の申込みを承諾し、受水槽給水栓設置承諾書（第2号様式）により通知する。

(確認等)

第5条 設置者は、受水槽給水栓の設置後、遅滞なく、当該給水栓が第3条各

号に適合することが確認できる写真を管理者に提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 管理者は、第3条各号に適合していることが確認できなかった場合は、受水槽給水栓の撤去又は手直しを指示する。

3 前項の撤去又は手直し後、設置者は、管理者の確認を受けなければならない。

4 前項の確認については、第1項及び第2項の規定を準用する。

(管理等)

第6条 設置者は、災害時において、速やかに受水槽給水栓が使用でき、かつ、災害時以外の使用がないよう受水槽給水栓及び付属用具を適切に管理しなければならない。

2 設置者は、受水槽給水栓が第3条各号に適合する状態を維持しなければならない。

3 受水槽給水栓の設置位置、構造等を変更する場合には、第2条から前条までの規定を準用する。

4 管理者は、受水槽の周辺に立ち入り、受水槽給水栓が第3条各号に適合していることを確認することができる。

(使用条件)

第7条 設置者は、災害時において配水管が断水し、水の供給が停止した場合に受水槽給水栓を使用することができる。

2 設置者は、前項に規定する断水が解消され、水の供給が開始された場合、受水槽給水栓の使用を終了し、速やかに管理者に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、受水槽給水栓使用届（第3号様式）を管理者に提出することにより行う。

(廃止)

第8条 設置者は、受水槽給水栓を撤去したときは、受水槽給水栓廃止届（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の受水槽給水栓廃止届には、撤去した事実を確認することができる書類を添付するものとする。

(取消し)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条に規定する承諾を取り消し、受水槽給水栓の撤去を命じる。

(1) 第5条第1項の写真が提出されなかったとき。

(2) 受水槽給水栓の設置後、第3条各号の規定に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 災害時以外の使用があったと認めるとき。

2 前項の規定による取消しは、取消通知書（第5号様式）を設置者に送付することにより行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、サービス推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月3日から施行する。

附 則（令和3年3月31日2川上サ給第346号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日3川上サ給第587号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



(裏)

### 受水槽給水栓の設置及び管理に係る遵守事項

- 1 災害時において速やかに受水槽給水栓が使用でき、かつ、災害時以外の使用がないよう適切に管理すること。
- 2 要綱第3条各号に適合する状態を維持すること。
- 3 受水槽給水栓の設置位置、構造等を変更するときは、改めて要綱第2条で規定する申込みをし、要綱第5条第1項に規定する写真を提出し、管理者の確認を受けること。
- 4 管理者が受水槽周辺に立ち入って行う受水槽給水栓に関する管理状況の確認を拒まないこと。
- 5 災害時にのみ受水槽給水栓を使用すること。
- 6 配水管の断水が解消され、水の供給が開始されたときは、受水槽給水栓の使用を中止すること。
- 7 配水管は断水していないが、停電等の影響により断水になったときは、受水槽給水栓ではなく外部の直結給水栓を使用すること。
- 8 受水槽給水栓を使用したときは、要綱第7条第2項及び第3項の規定に従い、受水槽給水栓使用届（第3号様式）を管理者に提出すること。
- 9 受水槽給水栓を撤去したときは、速やかに要綱第8条に規定する受水槽給水栓廃止届（第4号様式）を管理者に提出すること。
- 10 要綱第3条各号の規定に違反した場合、要綱第5条第1項に規定する写真を提出しなかった場合又は災害時以外の使用があったと管理者が認めた場合は、管理者の命じるところにより受水槽給水栓を撤去すること。

以上

様

川崎市上下水道事業管理者 ㊟

受水槽給水栓設置承諾書

申込みのありました受水槽給水栓の設置について、次のとおり承諾いたします。

設置者氏名			
申込年月日	年 月 日	受付番号	
設置場所			
建築物の名称			
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時において速やかに受水槽給水栓が使用でき、かつ、災害時以外の使用がないよう適切に管理すること。</li> <li>2 川崎市上下水道局受水槽給水栓の設置及び管理に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条各号に適合する状態を維持すること。</li> <li>3 受水槽給水栓の設置位置、構造等を変更するときは、改めて要綱第2条で規定する申込みをし、要綱第5条第1項に規定する写真を提出し、管理者の確認を受けること。</li> <li>4 管理者が受水槽周辺に立ち入って行う受水槽給水栓に関する管理状況の確認を拒まないこと。</li> <li>5 災害時にのみ受水槽給水栓を使用すること。</li> <li>6 配水管の断水が解消され、水の供給が開始されたときは、受水槽給水栓の使用を中止すること。</li> <li>7 配水管は断水していないが、停電等の影響により断水になったときは、受水槽給水栓ではなく外部の直結給水栓を使用すること。</li> <li>8 受水槽給水栓を使用したときは、要綱第7条第2項及び第3項の規定に従い、受水槽給水栓使用届（第3号様式）を管理者に提出すること。</li> <li>9 受水槽給水栓を撤去したときは、速やかに要綱第8条に規定する受水槽給水栓廃止届（第4号様式）を管理者に提出すること。</li> <li>10 要綱第3条各号の規定に違反した場合、要綱第5条第1項に規定する写真を提出しなかった場合又は災害時以外の使用があったと管理者が認めた場合は、管理者の命じるところにより受水槽給水栓を撤去すること。</li> </ol>		

受水槽給水栓使用届

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

設置者

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

住所

電話番号

川崎市上下水道局受水槽給水栓の設置及び管理に関する要綱第7条の規定に基づき、受水槽給水栓の使用を届け出ます。

設置場所 (住所)	
建物名称	
使用年月日	年 月 日から 年 月 日
備考	

受水槽給水栓廃止届

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

設置者

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

住所

電話番号

川崎市上下水道局受水槽給水栓の設置及び管理に関する要綱第8条の規定に基づき、受水槽給水栓の廃止を届け出ます。

設置場所 住 所 区 建築物の名称
設置位置 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 連通管 <input type="checkbox"/> 流出管 <input type="checkbox"/> 水抜管
設置年月日                      年                      月                      日
廃止理由

※受水槽給水栓が撤去されたことを示す写真を管理者に提出願います。



